

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
審 査 基 準

平成19年9月6日作成

法 令 名 : 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
根 拠 条 項 : 第12条第3項、同法附則第3条
処 分 の 概 要 : 防犯登録を行う者の指定
原権者（委任先） : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（国家公安委員会規則第12号）
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 30日
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 : 警察本部生活安全総務課地域安全対策係(電話番号092-641-4141、内線3023) 及び住所地为管轄する警察署生活安全（生活安全刑事）課
備 考 :